

要求・妥結『速報』第二弾！

3月30日時点の昨年同時期比の要求・妥結状況は、

要求組合数：119組合 19組合↑、妥結組合数：43組合 23組合↑

要求額(加重平均)：8,751円 163円↓、妥結額(加重平均)：5,060円 990円↓

妥結率(加重平均)：2.42% 0.03%↑

各組合で4月内決着を目指して粘り強い交渉が行われています。妥結額は昨年を下回るものの、1万円台で妥結した組合もあります。引き続き情報収集・開示の取り組みを強化してまいります。

(昨年同時期比は下記の表を参照)

	要求組合	妥結組合	要求額 (加重平均)	要求率 (加重平均)	妥結額 (加重平均)	妥結率 (加重平均)
2019.3.28	100	20	8,914円	3.35%	6,050円	2.39%
2020.3.30	119	43	8,751円	3.71%	5,060円	2.42%
増減(19年対比)	+19↑	+23↑	-163円↓	+0.36%↑	-990円↓	+0.03%↑

1万円台での妥結組合も！
積極的な情報提供をお願いします！



新型コロナウイルス感染拡大に対する 総合的対策を緊急提言！

連合本部では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、働く者・生活者の立場から、政府・各政党に対し緊急要請を実施し、小中高校などの臨時休校に伴う各種対応、およびサプライチェーン全体の維持・確保などを求めてきました。

しかし、その後も、同感染症は拡大を続け、経済活動の停滞が急激かつ広範囲に生じ、深刻な影響を及ぼしています。このことを踏まえ、経済、雇用、生活の安心・安定の確保に向けた第2段の提言として、3月27日(金)に「新型コロナウイルス感染症拡大に対する総合的対策について(緊急提言)」を取りまとめました。

(※連合HPに掲載 <https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/kizuna/covid19/>)

連合は、感染拡大の収束を第一に、働く者、生活者が不安なく日常生活を送り、適切な社会・経済活動が営まれるよう、本提言をもとに政府・各政党に対する要請を実施するなど、各種取り組みを進めていきます。

秋田県経済5団体へ春闘要請を展開!



【商工会議所・浅野事務局長（左）】

3月23日（月）、秋田県経済5団体（秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合会、秋田県中小企業団体中央会、秋田経済同友会、秋田県経営者協会）へ2020春季生活闘争に関わる要請行動を展開しました。要請では、労働条件改善、最低賃金、「すべての労働者の立場にたった働き方」の実現、就職差別の撤廃、ジェンダー平等・多様性の推進、集团的労使関係の構築など6項目27点の要請書を手交し、諸要請事項への対応を求めました。当日は、連合秋田・藤井事務局長が要請主旨を説明した後、意見交換を行いました。

働き方改革関連法を職場に定着させよう!

同一労働同一賃金4月よりスタート! 同じ職場で働く仲間の処遇改善に向けて!

【法整備に関する内容】

（中小企業は2021年4月から）

- ① 「正社員」「パートタイム」「有期雇用」「派遣」など、雇用形態の違いによる不合理な待遇差が禁止されました。
- ② どのような待遇差が不合理であるのか基本的な考え方を示した「同一労働同一賃金ガイドライン」が策定されました。
- ③ 事業主が労働者に待遇を説明する義務が強化されました。
- ④ 行政による助言・指導や行政ADR（行政での無料の解決手続き）が整備されました。

時間外労働の上限規制が中小企業へも適用! 36協定をチェック!

4月1日（水）より、中小企業へも時間外労働の上限規制が適用されます。法律上で時間外労働の上限を定め、これを超える時間外労働はできなくなります。違反は罰則の対象になります。

Action!

36

法定労働時間：1日8時間、週40時間

時間外労働（原則）：月45時間、年360時間 ※36協定（一般条項）の締結が必要

時間外労働（例外）：年720時間、複数月平均80時間※、月100時間未満※、年間6ヶ月まで
※休日労働を含む